

## カリフォルニア大学サンフランシスコ校

### 被験者の基本的人権に関して

下記事項は、全ての研究活動の被験者が持つ基本的人権である。 実験対象として、私は以下10項目の権利を有する。

- 1) 研究の目的を知る権利
- 2) いかなる実験を施されるのか、また当実験で用いられる手順、医薬品、手段が通常のものとは異なっているのかを知る権利
- 3) 研究目的の結果、起こる可能性の高く且つまた重大な危険性、副作用、不快不便等を知る権利
- 4) 実験対象となることにより何か報酬、手当等を受ける権利があるのか、またそれがいかなるものなのかを知る権利
- 5) 他の選択の余地、及びそれらと研究活動への従事を比較した場合の利点、不利点を知る権利
- 6) 研究活動への参加に同意する以前及び研究の課程を通じ、研究上のいかなる事柄に関しても自由に質問のできる権利
- 7) 合併症の発生した場合、いかなる治療を受けることができるのかを知る権利
- 8) 研究開始後、参加を拒否したり、或いは参加に対する決心を変える権利。また、研究参加を取り消しても、従来受けていた或いは受けうる治療を施される権利は侵害されるものでない。
- 9) 署名、日付けを記した同意書を供給される権利
- 10) 研究参加不参加の決断に関し、いかなる抑圧をも被らない権利

何か疑問が生じた場合、研究職員や助手に質問すること。更に、研究プロジェクトにおけるボランティアを保護するヒューマン・リサーチ委員会に連絡を取ることにも認められている。連絡方法としては、月曜日から金曜日の午前8時から午後5時の間に電話（415-476-1814）で連絡を取るか、ヒューマン・リサーチ委員会宛て（〒94143 カリフォルニア州 カリフォルニア大学サンフランシスコ校）に手紙を書くかの方法が考えられる。

**Researchers:** If using the [“short form” method](#) of consent, affirm the following and obtain the signatures below:

The elements of consent were presented orally on \_\_\_\_\_(date).

\_\_\_\_\_  
Subject Signature

\_\_\_\_\_  
Witness Signature